

農林業センサスの調査項目の変遷に関する一考察—2025年に注目して—

An Economic Statistical Study of the Census of Agriculture and Forestry in Japan: especially in 2025 and toward 2030 surveys

西村 教子*・神崎 淳一**

NISHIMURA Noriko*, KANZAKI Jun-ich**

要旨：公的統計調査において、行政ニーズを反映した高精度な統計表を編成・公表するためには、被調査者の理解と正確な回答を導く調査票設計（設問や項目設定）の適正化が不可欠である。本稿では、農林水産統計の基盤である農林業センサスを対象に、個人経営体の世帯員や雇用労働力等の主要な農業調査項目に焦点を当てる。具体的には、直近の2025年農林業センサスにおける項目設定や設計の背景、策定に至る議論の過程を体系的に検証する。これらを通じて、2030年農林業センサスの調査実施に向け、現行の調査票設計が抱える実務的・理論的な課題を明示した。

【キーワード】 公的統計、農林業センサス、調査設計、個人経営体

Abstract : We have generally optimized questionnaire design and item settings to ensure respondents' understanding and elicit accurate responses, aiming to compile and publish high-precision statistical tables that reflect administrative needs, in official statistical surveys. We examine core agricultural survey items such as household members of individual management entities and the hired labor force in the Census of Agriculture and Forestry. Specifically, we systematically analyze the rationale behind the item settings and design of the recent 2025 census, along with the deliberative processes that led to their formulation. Through these investigations, we delineate the practical and theoretical challenges embedded in the current questionnaire design, providing critical insights ahead of the 2030 census.

【Keywords】 Official Statistics, Census of Agriculture and Forestry, Survey Design, Individual management entities

1. はじめに

農林水産省が実施する統計調査のうち、農林業センサス（以下「センサス」という。）は、一定の要件を満たす全ての農林業経営体を対象とした5年周期の調査となっている。

一般的に調査実施主体は、調査の企画・設計において、調査票では何を把握すべきか、また把握する項目について回答者が迷うことなく、いかに正確に回答できるかと

いった観点で、設問の記述や調査項目の並び等を検討していく。公的統計においては、基幹統計調査の計画は、調査主管大臣から総務大臣への調査計画変更申請を受け、総務大臣が統計委員会に諮問することにより審議され、答申されることとなる。また基幹統計の中には、実施府省内で研究会を設置し、事前に審議するものもあり、センサスでは、農林業センサス研究会が設置されている。

調査時に何を把握すべきかという点では、農地、労働力、生産物、農産物販売金額など、継続的に把握すべき基本項目に加え、食料・農業・農村基本計画などに基づき進められている農政の推進や評価に必要な新たな項目

* 公立鳥取環境大学経営学部 教授

** 農林水産省

を取り入れてきている。基本項目については、データの継続性を図るため、定義や項目の並び、選択肢の内容などは維持されることが望ましいが、時にデータの接続において些細なずれが生じるような見直しも行われてきている。

後述するが、特に2005年センサスでは、世帯概念から経営体概念による調査への転換といった大きな見直しが行われた。この調査対象の概念、定義の変更により、吉村（2008）は、時系列分析を行う上では、調査の改正点を十分理解したうえで利用する必要があることを指摘している。同様の指摘をしているものには、橋詰（2025）があり、橋詰（2025）では、センサスはたびたび調査の見直しが行われているため、中長期の時系列分析にあたっては、使用する年次のセンサスにおいて調査定義や調査項目の変更が行われていないかを常に確認しておく必要があるとしている。

ところで、児島・関（1964）では、1960年センサスの経営耕地面積の把握に関する項目の並びに関して、樹園地を畑として誤って記入するのを防ぐため、田、樹園地、畑の順に記入するようにしていると説明していた。しかしながら、2015年センサスからは、田、畑、樹園地の順に変更されているなど、これまでの議論の経緯を踏襲した改正が行われているのか、疑問に思うような変更がなされていることも少なくない。本稿では、センサスの農家・農業経営体調査の調査項目の変遷をみつつ、特に2025年センサスにおける調査項目の変更点について考察することを課題とし、以下のような構成で接近する。まず第2節では、農業経営体調査の対象がどのように決められてきたのか、その変遷を振り返る。第3節では、2025年センサスの調査項目の変更点を取り上げ、その問題点や分析上の留意事項について考察する。最後に第4節では、本稿のむすびとして、2030年センサスへの期待について述べる。

2. 農業経営体調査の対象の変遷

2-1 調査対象の定義の変遷

センサスの累年統計書をみると、農業を営む主体である農家数は、明治37年から掲載されている。戦前戦後の農業構造統計の歴史は、『戦後農林統計史』（1970）で詳しく説明されているが¹⁾、昭和15年までは表式調査として地方自治体からの報告により統計が作成されていた。昭和16年に農家に直接聞き取りを行う全数調査（以下「センサス方式」という。）を開始した。その際は、調査対象となる「農家」を「世帯員の中に耕種・畜産・養蚕（養きん、養蜂を含む。）のいずれか1つ又は2つ以上を業

とする世帯」とし、面積要件等の物的な指標は設けられていなかった²⁾。FAO（国際連合食糧農業機関）が提唱するセンサス計画に即して実施された1950年センサスから調査対象の農家に物的な指標が設けられた。その際は、「農家とは、東日本では経営耕地面積が10a以上、西日本では5a以上又は過去1年間の農産物販売金額が1万円以上の農業（耕種・畜産・養蚕及び自家生産の農産物を原料とする加工（庭先加工）をいう。）を営む世帯」（東日本とは、北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、新潟、富山の14道県、西日本とは、その他の32都府県）とされた。その後、5年ごとにセンサス方式の農家調査が継続されており、1985年センサスまでは、経営耕地面積は農家の基準として変更されることなく、農産物販売金額基準は物価変動に応じて引き上げられていった。

1990年センサスにおいて、東日本における生産性の向上や西日本における二毛作の減少をふまえ、それまで東日本と西日本で差を設けていた経営耕地面積規模を全国統一で10a以上とした。また、1990年には、農家の定義の統一化と併せて、農家を自給的農家と販売農家に区分し、自給的農家の調査項目を世帯員、土地、農業用機械、雇用労働力、農作業の委託、農産物販売金額に限定し、農作物の生産面積や農作業の受託などの項目は調査から除外した。この区分は、概念上、自家飯米を主体とする自給的農家と商品生産を主体とする販売農家としたが、実際には、経営耕地面積が30a以上あるか、過去1年間の農産物販売金額が50万円以上ある農家を販売農家、それに満たない農家を自給的農家とした。いわゆる経営の規模で区分したものであるため、販売農家の中に、過去1年間の実績ではあるが、農産物の販売のない農家が存在することになる。

2-2 農家概念から経営体概念へ

ここまでのいわゆる農家概念による調査は2000年センサスまで継続されたが、2005年センサスより農業経営体概念が導入された。この変更は、1993年12月にウルグアイ・ラウンド農業合意の受け入れにより、日本農業が新たな国際環境下に移行することとなる中で、農林水産統計の今後の在り方を検討した結果である。具体的には、農林水産省内の「農林水産統計情報研究会報告」や、この報告を受けて農家の分類のあり方を検討した「農林統計に用いる農家等の分類に関する研究会報告」での指摘が大きく影響している。これらの検討を通じて、農業に従事する世帯員と他産業に勤務する世帯員の分化が進み農業を生業とする世帯が減少していることや、同一世帯

に親と子で独立した農業経営を営む点にも留意する必要性の指摘がなされている。こうした指摘や実態の変化をふまえ、農業経営体概念の導入により、これまでの農家を単位とした調査を、農業経営を単位とした調査に変更するとともに、農業経営の範囲を、自ら農業生産を行う経営に、農作業の受託により収入を得る経営（従前の農業サービス事業体）を加えたものにする事とした（図1参照）。

農業経営体の定義には、販売農家とのデータの接続を考慮し、経営耕地面積30a以上又は主な生産品目ごとに定めた生産規模以上の経営を行っている場合は調査対象とするという、いわゆる物的指標が導入された。なお、この物的指標の導入は、2000年センサスの実施計画に係る統計審議会審議の際に販売農家と自給的農家の調査票の使い分けを導入するにあたって、調査対象の基準のボーダーラインにいる販売農家（過去1年間の農産物販売金額50万円の経営体）が、自給的農家の調査票の配布対象となるといった誤りを避けるため、販売金額に変わる物的指標の導入を検討すべきとの指摘があったことがきっかけとなっている。2005年センサスでは、2000年までの自給的農家と販売農家の調査票の配り分けはなくなったので、物的指標の経営体の定義への導入は、農業生産上の被害やその年の農産物価格の低下による減収により調査対象から外れるのを回避するためと整理しており、2005年センサスの調査計画にかかる統計審議会答申で適当との評価がなされている。

2005年センサスで導入された経営体概念による調査では、それまでの「農家」に該当する家族労働を主体とす

る経営を家族経営体、会社や任意組織などによる経営を組織経営体と区分して統計表章した。

2-3 個人経営体と団体経営体

この2005年センサスで設定された家族経営体には、法人格を持つ家族経営体（以下「一戸一法人」という。）を含めていたが、2020年センサスでは、この一戸一法人を組織経営体に加え、団体経営体とするといった見直しを行っている。

これに関する議論をみると、2020年の農林水産省内の農林業センサス研究会で、農林水産省は、当初「農家1世帯で事業を行う形態が法人格を取得することになったものが一戸一法人である。これは家族経営体の範疇で捉えていかないと、これまで世帯員のふだんの状況などを把握している項目があるので、それは引き続き把握していきたいと思っている。」としていた³⁾。しかし、特に委員からの意見はなかったが、最終的に農林水産省は、「法人という形態をとっている以上は、それはもう家族で農業をやるという世界からは踏み出しているはずなので、家族経営体の中に入れてること自体に違和感があった」として、団体経営体として整理するに至った⁴⁾。ただ、この間の検討の状況は明らかとなっていない。これに関して橋詰（2025）は、「本来、家族経営である一戸一法人を法人化しているからといって団体経営体の範疇とし、組織経営体と一緒に属性区分にすることには、論理的な根拠がなく、何のための見直しなのか理解に苦しむ。」と指摘している。

この調査対象の区分の変更に伴い、2020年センサスカ

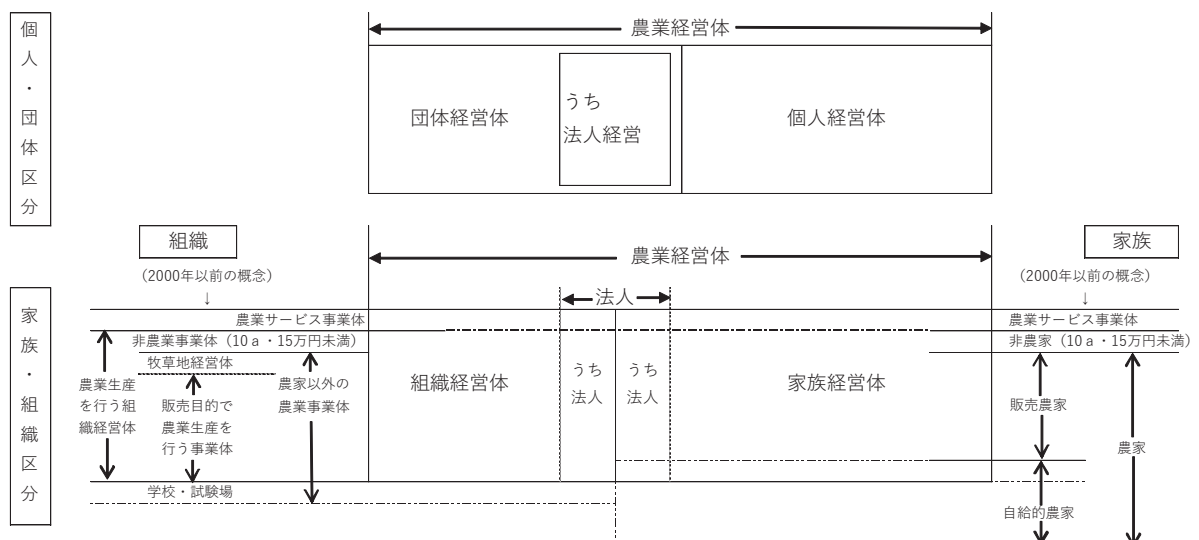


図1 農業経営体調査の対象の変遷

出所：農林水産省統計部部内資料をもとに筆者作成。

ら一戸一法人は世帯調査の対象から外れ、調査票の世帯員項目は記入しないこととなった。このため、販売農家に関する統計は、農家数のみが継続して提供されることとなり、主副業別農家数や基幹的農業従事者といった販売農家に関する統計は2015年で途切れており、2020年以降は個人経営体についてこれらの統計が提供されるのみとなっている。

農業経営体の個人経営体及び団体経営体と家族経営体及び組織経営体の関係は、図1に示したとおりとなっている。さらに2000年以前の農家概念との関係を見ると、家族経営体には、従前の販売農家に加え、2005年から導入した外形基準を満たす自給的農家や非農家と農業サービス事業体の個人が含まれる。

3. 2025年センサスの変更点と留意事項

本節では、2025年センサスの調査項目の変更点を取り上げ、その問題点や分析上の留意事項について考察するが、2005年センサスでの経営体概念の導入以降、2020年センサスでも大きな見直しが行われているため、2025年センサスの変更点に触れる前に、2020年センサスの変更点をみておきたい。

3-1 2020年センサスの変更点

2020年センサスの大きな変更点の一つは、前節でふれた調査対象の区分の変更であるが、このほかの大きな変更点は5つあり、それらの概要は①から⑤のようにまとめられる。①林業経営体に関する統計の充実を図るため、

林業経営体に農業経営体用の調査票を配布し、調査票の設問の「農業」を「林業」に読み替えて記入すること（図2参照）、②農産加工などの6次産業化の取組の進展状況を把握するため、個人経営体の世帯員及び団体経営体の役員・構成員が農業又は農業生産関連事業に従事した日数を記入する項目を設定したこと、③雇用労働（常雇い及び臨時雇い）の記入対象者を農業経営又は農業生産関連事業に従事した雇用者として、農業生産関連事業のみの雇用者も農業雇用者に加えたこと、④それまで家族経営体のみで把握していた農業後継者について、団体経営体でも把握できるよう後継者の確保状況に関する項目を単独で設置したこと、⑤経営耕地面積の把握に関する項目の並びを変更するとともに、耕作放棄地の把握を廃止したことである。

3-2 2025年センサスの変更点と留意事項

2025年センサスの大きな変更点は、次の(1)から(5)としてまとめられる。以下、それぞれの変更点の概要と分析上の留意点についてみていく。

(1) 調査票における農業と林業の項目の独立

まずは、林業経営体への調査票の使い分けに関して農水省は2025年センサスの研究会で、「前は回答いただく林業経営体の皆様にとっては大変失礼な調査票になっていたのを、今回はしっかりと農業は農業、林業は林業、それから、生産関連は生産関連というように区分して書いていただけるようにしたい」として一つの調査票に農業に関する項目と林業に関する項目を分けて設定し

<2020年の調査票>

林業経営について記入いただく場合、設問の「農業」を「林業」に読み替えて記入します。

4 常雇い

過去1年間に農業経営又は農業生産関連事業のために常雇いした人について記入してください。

	①		②					
	性別		出生の年月					
	いずれかに		該当する元号と出生の年月を記入してください。					
	男	女	元号			出生の年月		
			大正	昭和	平成	年	月	
1								
2								
3								
4								

図2 2020年の調査票における「農業」の林業への読み替え
出所：2020年センサス調査票をもとに筆者作成。

た⁵⁾。2020年センサスの設計段階では、調査票のページ数が増えることによる調査客体への心理的負担を軽減したいとのことで、同じ調査票様式で農業経営体も林業経営体も調査することとしたが、調査客体が記入する際に分かりづらかったり、記入誤り、記入漏れ等が多数発生したことなどから、2025年センサスでは、農業と林業の調査項目を分けて一つの調査票に設定する従前の方法としたようである⁶⁾。

(2) 農業の雇用労働力の把握

次に、農業生産関連事業に関する労働力の把握の充実であるが、2020年センサスでは雇用労働に関して農業経営又は農業生産関連事業に従事した者の把握（農業生産関連事業のみで雇っても農業雇用者としてカウントされる）としたことから、2015年以前の農業雇用者の数値と概念上接続しないこととなった（図3〈2020年〉参照）。また、調査票の前半で農業生産関連事業の従事日数を聞き、後半で取組内容を聞く項目設定となっていたため、両者の記入内容が整合していない経営体もかなりみられたとのことであった。

このため2025年センサスでは、農業経営の内部労働力も雇用者も、農業労働、農業生産関連事業の労働、林業労働に分けて調査項目を設定し、さらに、そのうち農業

だけに従事した人数、農業生産関連事業だけに従事した人数が把握できるようにした（図3〈2025年〉参照）。

ところで、2020年センサスの雇用労働力については、澤田（2023）が、2020年センサスにおいて常雇人数が大きく減少した要因に関して、2015年センサスから調査票の記入方式が大きく変更された影響を受けたのではないかと指摘している。実際のデータを2005年からの時系列でみると、農業経営体の常雇い数は、2005年12万9千人、2010年15万4千人、2015年22万人、2020年15万7千人、2025年24万2千人となっており、年によって大きく変動している（表1参照）。こうした調査結果の変動要

表1 常雇いの推移（全国）

年次	常雇いのいる 農業経営体	常雇い人数 (男女計)
2005	28,355	129,086
2010	40,923	153,579
2015	54,252	220,152
2020	36,563	156,777
2025	57,352	242,089

出所：2005～2025年センサスより筆者作成。

注：表中、単位は経営体、人である。

〈2025年〉上段：農業、下段：農業生産関連事業

		男（人）	女（人）
経営内部の労働力（経営主を除く。）			
雇用労働力	常雇い （農作業のために7か月以上の契約で雇った人）		
	臨時雇い （日雇、季節雇、手伝い、研修生など）		
	そのうち、1か月以上の契約で雇った人		

3 過去1年間に農業生産関連事業（管理労働を含む。）に従事した人（経営主を含む。）について、実人数を記入してください。また、そのうち農作業（管理労働を含む。）にも従事した人の実人数を記入してください。

		男（人）	女（人）	うち、 農作業にも 従事	男（人）	女（人）
経営内部の労働力（経営主、個人経営の世帯員、会社等の役員、任意団体の構成員等）						
雇用労働力	常雇い （農作業のために7か月以上の契約で雇った人）					
	臨時雇い （日雇、季節雇、手伝い、研修生など）					
	そのうち、1か月以上の契約で雇った人					

図3 常雇いに関する調査項目（2020年、2025年）

出所：2020年および2025年センサス調査票をもとに筆者作成。

因を探るため、1995年センサスまでは事後調査⁷⁾が行われていた。事後調査における調査対象者の負担軽減や事後調査を行う地方公共団体の事務負担軽減に配慮し、2000年センサス以降は調査が実施されていないため、常雇いの数の減少の原因の解明に至る詳細な検討は行われていない⁸⁾。

(3) 農業後継者に関する項目

次は、農業後継者に関する項目である。2015年までは、家族経営体のみ、世帯員の中に農業後継者がいるかを回答させることにより、当該経営の経営継承の可能性をみていた。2020年センサスでは、団体経営体についても後継者の確保状況を把握するため、後継者に関する調査項目を個人経営体と団体経営体の共通項目として設定した(図4〈2020年〉参照)。しかし、後継者を確保しているが、5年以内に農業経営を引き継ぐ予定がないという場合の選択肢がなく、これに該当する客体は「確保していない」に記入するような形になっていた。このため、2025年センサスでは、後継者の確保状況と5年以内の経営継承の意向を分けて回答させるようにした(図4〈2025年〉参照)。これについても、経営を継承したばかりの経営を想定した場合、後継者の確保の必要性がないことが想定され、その場合には後継者を確保していない、ということになる。ただ、それが選択肢にある「確保していない(できていない)」と一致するのかという点では疑問が残るものであり、さらなる改善の余地があると考ええる。実際の公表結果から確認すると、表2や表3のとおり、後継者を確保していない経営体の割合は、2020年は71.1%、2025年は64.0%となっており、後継者の確保

が進展したようにみえる。しかし、先に述べたとおり2020年の結果には後継者を確保しているが5年以内に経営移譲する考えがない経営体が含まれている。また、2025年の結果では、5年以内に経営移譲する意向がなく、後継者を確保していない経営体の割合が77.5%となっており、この結果には、経営を開始して間がなく、まだ後継者のことを考える必要がない経営体も含まれている点に留意が必要である。

(4) 耕地面積に関する項目

次に耕地面積に関する項目についてみていくが、ここで指摘するのは、2020年センサスで経営耕地面積の把握に関する項目の並びを変更した点である。

2015年までは、①所有している耕地面積、②貸している面積、③耕作放棄している面積(自らの耕作用に利用しない耕地面積)を記入させ、最後に、④よそから借りている耕地面積の記入結果から、これらの①～④の差引で経営耕地面積を求める方法としていた(図5〈2015年〉参照)。これは、1990年センサスで導入した方法で、調査客体が所有している耕地面積を誤ることは少ないため、所有面積から順番に聞き取った方が精度の高い経営耕地面積を求めることが出来るとの考えによるものであった。

耕作放棄地面積は、センサスの定義上「過去1年以上作付けせず、今後作付けする意思のない耕地」としており、調査客体の主観による面積となっている。一方、耕作放棄地面積に近いものとして、農業委員会を通じて現況確認を行い、農林水産省が取りまとめている遊休農地面積というのがある。こうして二種類のものが公的な数

<2020年>

3 後継者

5年以内に農業経営を引き継ぐ後継者(予定者を含む。)を確保していますか。

確保している	親族
	親族以外の経営内部の人材
	経営外部の人材
経営を開始または継承直後のため、5年以内に農業を引き継がない。	
確保していない	

<2025年>

5 農業経営を引き継ぐ後継者(予定者を含む。)を確保していますか。また、5年以内に後継者に引き継ぐ意向はありますか(後継者の確保の有無にかかわらず意向を記入してください。)

確保している	親族
	親族以外の経営内部の人材
	経営外部の人材
確保していない(できていない)	
5年以内に後継者に引き継ぐ意向がある	
5年以内に後継者に引き継ぐ意向がない	

図4 後継者に関する調査項目(2020年、2025年)

出所: 2020年および2025年センサス調査票をもとに筆者作成。

表2 2020年センサス 5年以内の後継者の確保状況別経営体数（全国）

	農業経営体 総数	5年以内に農業を引き継ぐ後継者を確保している				経営開始・継 承直後のため 5年以内に農 業経営を引き 継がない	確保して いない
		小計	親族	親族以外の 経営内部の 人材	経営外部の 人材		
実数	1,075,705	262,278	250,158	8,712	3,408	49,060	764,367
構成比	100.0	24.4	23.3	0.8	0.3	4.6	71.1

出所：2020年センサスより筆者作成。

注：表中、単位は経営体、%である。

表3 2025年センサス 農業後継者の確保状況別経営体数（全国）

	農業経営体 総数	後継者を確保している				後継者を確保 していない
		小計	親族	親族以外の 経営内部の 人材	経営外部の 人材	
実数	836,054	301,060	281,720	11,623	7,717	534,994
構成比	100.0	36.0	33.7	1.4	0.9	64.0

	5年以内に後継者に引き継ぐ意向がある					
	計	後継者を確保している				後継者を確保 していない
		小計	親族	親族以外の 経営内部の 人材	経営外部の 人材	
実数	187,806	155,119	143,820	7,408	3,891	32,687
構成比	100.0	82.6	76.6	3.9	2.1	17.4

	5年以内に後継者に引き継ぐ意向がない					
	計	後継者を確保している				後継者を確保 していない
		小計	親族	親族以外の 経営内部の 人材	経営外部の 人材	
実数	648,248	145,941	137,900	4,215	3,826	502,307
構成比	100.0	22.5	21.3	0.7	0.6	77.5

出所：2025年センサスより筆者作成。

注：表中、単位は経営体、%である。

値として存在していたが、農林水産省では、施策の対象として遊休農地面積を利用することとしたため、センサスで耕作放棄地面積を調査する必要性がなくなり、2020年以降、耕作放棄地面積は調査項目から削除された。

また、こうした改正にともない、調査項目の並びも変更されており、まず、経営耕地を記入させ、その内訳と

して所有耕地、借入耕地を記入、そして最後に、経営耕地の外数の貸付耕地を記入させる方法としている（図5〈2020年〉参照）。

ただ、調査客体である農業者の立場を考えた場合、こうした設問の順番が適切かどうかという点では疑義がある。経営耕地面積とは、農業経営学を基礎とする考え方

＜2015年＞

【5】土地

所有している田	406
そのうち、 貸している田	407
そのうち、 耕作を放棄している田	408
借りている田	409
経営している田 (406 - 407 - 408 + 409)	①

＜2020年＞

【3】土地

	田	畑	樹園地
経営している			
そのうち、 所有している			
そのうち、 借りている			
貸している			

図5 経営耕地面積に関する調査項目（2015年、2020年）

出所：2015年および2020年センサス調査票をもとに筆者作成。

に基づく、農林水産統計で使用される独自の用語である。これは、所有耕地である自作地が存在し、その後の貸借により経営耕地面積が最終的に決定されていくという考え方であり、調査対象である農家にはなじみのない言葉である可能性は否めない。このため、はじめに経営耕地面積を記入させる現在の方法では、調査客体が回答する際に惑いが生じ、回答誤りを誘発する恐れがあると考ええる。こうした問題があるにもかかわらず、2020年センサス以降のセンサス研究会や統計委員会において、1990年センサスの際に、所有耕地から記入させることで経営耕地面積の正確性を確保しようとしたという経緯を踏襲した議論の形跡がみられず、調査設計の議論の継承が断絶していることに、官学連携の強化も含めた対処が必要であると考ええる。

(5) 個人経営体の世帯員の把握

最後に、2025年センサスでの変更として、個人経営体の内部労働力の詳細を農業従事者に限定（世帯員欄の記入対象から農業に従事しない者を除外）した点、及び詳細把握する世帯員の世帯主との続柄把握を廃止した点に触れておきたい。

2020年センサスまでは、個人経営体については、世帯員全員の世帯主との続柄、性別、出生年月、農業従事日数、普段の生活の主な状態を確認していた。2025年センサスにおける続柄把握の廃止をめぐるのは、総務省統計委員会産業統計部会（以下「産業統計部会」という。）で議論が交わされており、その経緯を整理しておく以下になる。

まず、農林水産省からは、行政上の利活用が進んでいないことと、農業従事者に限定したのは、前回調査結果で約23%が農業に従事しない世帯員であり、年齢以外の個人ごとの詳細な情報は、農業経営体の構造分析上の利

用がなされていないことから、記入者の負担を考慮し把握を取りやめたいとして、廃止の説明がなされた。

これに対して、産業統計部会の委員からは、①続柄は非常に重要な要素であり、家計世帯員同士、世帯員レベルでのパネルデータを作るときに、マッチングキーが欠けてしまうというのが非常に深刻な問題、②新たに農業に参入してきた人や引退した人がどんな人なのかを観察できるというのは非常に重要で、農業に従事していない人の状況や続柄の削除というのは少し問題がある、③新たに追加項目とした性別・年齢階級別の世帯員数の記入負担と世帯員全員の詳細の記入負担とに大きな差はないのではないかなどの指摘がなされた。

こうした委員からの指摘に対して、農林水産省は、経営に着目した調査にしたので農業従事者にすべき、利活用がないため続柄把握をやめるべきとの主張を行ったが、最終的には、続柄把握は行うよう変更するが、世帯員の詳細把握は原案どおり農業に従事した者となり、農家の15歳以上の全ての世帯員ではなくなった。ただ、実際の調査上の負担等をふまえて、次回（2030年）調査設計時に再考するよう、産業統計部会長からの指摘がなされた。こうした改正は、農林水産省が行うセンサスが、事業体調査であることに加え、世帯調査としても重要な意味を持つという、かつての統計審議会の答申結果を十分にふまえていないものであることが指摘できる⁹⁾。

このように、続柄の把握は継続することとなったが、誰からみた続柄なのかという点でいえば、経営主からみた続柄ということとなっており、2020年までの世帯主からみた続柄ではないことから、大きな変更点であるといえる。この続柄問題についても、改正の背景があり、産業統計部会では、世帯主との続柄を念頭に議論されていたが、個人経営体の詳細把握の対象を農業に従事した者

にしたことから、世帯主が、経営主でなく、かつ、農業に従事していない場合、比較対象とする世帯主の性別、生年月といった情報が得られないことから、経営主との続柄を把握することにしたという経緯がある。西村ほか（2025）をはじめ、センサスパネルデータをもとにした農家世帯員マッチングとその分析が行われているが、2025年センサスのパネルデータを想定した場合には、マッチング手法も含め、抜本的な改訂を行う必要が発生している。

4. むすび—2030年センサスへの期待—

近年、プライバシー意識や個人情報保護意識の高まりにより、続柄、性別、生年月、農産物の販売金額といった項目への回答拒否や統計調査への協力意識の低下による調査拒否などが多くなるなど、統計調査を取り巻く環境が厳しくなっている。このためか、統計調査の設計段階の基本的な方向性は、統計の必要性が低下した調査項目を削減する一方で、施策の展開方向に即して新たな調査項目を新設するようなものとなっている。

これまでみてきたように、2020年センサスでは一戸一法人の世帯員の情報を把握しなくなり、一方で、それほどシェアが高いとは言えない農業生産関連事業に従事する労働力の把握を充実させた。また、2025年センサスでは、世帯員の詳細把握を農業従事者に限定しつつ、性別・年齢階級別の世帯員数は必要とのことで、新たに5歳刻みの世帯員数を把握する項目を設けるなど、ドラステックな見直しを経てきた。

前者については、販売農家の統計であった主副業別農家数や基幹的農業従事者数の統計が厳密には接続しなくなり、後者については、詳細把握で回答された生年月と年齢階級別の人数とが整合してなくて個票審査に多くの労力を必要としたり、農業に従事していない世帯員の普段の状態を把握しなくなったことから、2020年センサスで農業に従事しており2025年センサスで農業に従事しなくなった者の状況（農業以外の仕事に従事となったのか、家事・育児になったのかなど）が分析できなくなるなど、いくつかの課題がみえてきている。

これ以外の課題もこれから整理され、2027年度には、研究会等で次の2030年センサスの設計のための議論がなされることになる。保守的との批判があるかもしれないが、センサスといった、長い歴史を持ち、農業構造の基本的事項を明らかにする統計は、調査対象の縮減や施策の展開に応じた詳細項目の新設など、あまりドラステックな見直しを行う必要はなく、行政情報を活用するなど、調査統計が直面する困難を克服しつつ、基本的

な統計を継続して提供する観点で取り組むべきである。その意味でも、2030年センサスの検討では、2015年センサス以前の項目設定を顧みることを期待したい。

付記

本稿の著者には、行政機関の者も含まれるが、著者個人の見解に基づくものであり、著者が所属する組織の公式見解ではない。

謝辞

本研究はJSPS 科研費（24K05312）の助成を受けたものです。

注

- 1) 『戦後農林統計史』の編纂時に、農林統計にかかる調査実施要領、要綱など、多くのメタデータが集積され、資料集成として公刊された。そのいくつかは翻刻されており、農業構造動態統計についての解説には、吉田（2018）がある。
- 2) 原政司（1968）参照。
- 3) 農林水産省（2017）29ページ。
- 4) 農林水産省（2018）25、27ページ。
- 5) 農林水産省（2022a）12ページ。
- 6) 2020年については、農林水産省（2022a）、2025年の「分かりづらい」という指摘は、農林水産省（2022b）、総務省統計委員会（2023）を参照。
- 7) 事後調査とは、一部の調査区について、統計指導員が本調査と同じ調査票で改めて調査を行い、本調査との回答のずれを評価するための調査のことである。
- 8) 2000年センサスでの事後調査の廃止理由は、総務省統計審議会（1999）における諮問資料に記載されている。
- 9) 総務省統計審議会（2004）「諮問第294号の答申 2005年農林業センサスの計画について（統審議第2号）」（平成16年3月12日）参照。

参考文献

- 原政司（1968）『農林統計発達史』農林省統計調査部。
 橋詰登（2025）『新基本法下での農業・農村の変容—農業センサス分析から見た構造変動—』筑波書房。
 児島俊弘・関英二（1964）『センサスの経済学』農林統計協会。
 西村教子・仙田徹志・吉田嘉雄・山口幸三（2025）「小規模農家の経営継承と新規参入の特徴と課題—2000～2015年農林業センサス世帯員パネルデータの構築

- と利用一」『立命館経営学』第63巻第6号, 119-140.
- 農林水産省 (1995)「農林水産統計情報研究会報告—農林水産統計情報の新たな展開方向—」(平成7年8月、農林水産統計情報研究会).
- 農林水産省 (1998)「農林統計に用いる農家等の分類に関する研究会報告—農家分類から農業経営分類へ—」(平成10年5月、農林統計に用いる農家等の分類に関する研究会).
- 農林水産省 (2017)「2020年農林業センサス第2回農林業センサス研究会議事録 (平成29年2月20日)」.
- 農林水産省 (2018)「2020年農林業センサス第4回農林業センサス研究会議事録 (平成30年2月27日)」.
- 農林水産省 (2022a)「第1回2025年農林業センサス研究会 資料5「農林業センサスに向けた検討の方向性(案)」(令和4年7月28日)」.
- 農林水産省 (2022b)「第2回2025年農林業センサス研究会議事録 (令和4年9月22日)」.
- 農林統計研究会編集 (1970)「戦後農林統計史第三巻」, 第5編農業基本調査.
- 澤田守 (2023)『農業労働力の変容と人材育成』農林統計協会.
- 総務省統計委員会 (2023)「第193回統計委員会 資料2-1「諮問第174号『農林業センサスの実施について』の概要」(令和5年5月30日)」.
- 総務省統計委員会産業統計部会 (2023)「第113~115回産業統計部会」https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/singi/toukei/sangyou/kaigi/02shingi05_02000643.html, https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/singi/toukei/sangyou/kaigi/02shingi05_02000648.html, https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/singi/toukei/sangyou/kaigi/02shingi05_02000650.html, (2026年5月23日アクセス).
- 総務省統計審議会 (1999)「諮問第260号の答申 (一) 2000年世界農林業センサスの計画について」(平成11年3月19日).
- 総務省統計審議会 (2004)「諮問第294号の答申 2005年農林業センサスの計画について」(平成16年3月12日).
- 吉田嘉雄 (2018)「解説「農林省統計調査要綱輯覧(農業センサス、農業動態調査の部)」」『Technical Bulletin Series』No. 3, 京都大学学術情報メディアセンター, <http://hdl.handle.net/2433/229156>, (2026年5月23日アクセス).
- 吉村秀清 (2008)「2005年農林業センサス改定点と分析視点」小田切徳美編『日本の農業—2005年農業センサス分析—』農林統計協会.

(投稿日2026年7月6日 受理日2026年7月29日)